



記録的な短い梅雨あけとなりそうな関東ですが、各地で熱中症警戒アラートがでているようですね。

打ち水効果のある夕立ちも一瞬で湿度に変わってしまう為、夜もエアコンをつける・のどが乾く前に水分をこまめに取る等の対策をしてこれから来る猛暑をのりきりましょう。

令和7年度税制改正～“特定親族特別控除”の創設～

4月号で既報の通り、令和7年度改正では103万円の壁が撤廃され、給与支給額160万円までが本人の所得税非課税枠となりました。配偶者についても配偶者特別控除で給与収入160万円までが扶養者の控除の範囲となります。

一方、扶養控除について、現行では以下の控除額の形となっております。

区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族	63万円

特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方をいいます。

一般に大学生年代の子等を想定しており、配偶者と同じく親の扶養に入る為に調整しながら働き控えをし得る年代であることから、「配偶者特別控除」と同じように、働いても所得に応じて（扶養者が）特別控除を受ける事ができる枠として「特定親族特別控除」が設けられました。

子等の年齢とその所得に応じた控除は以下の様に区分されることになります。

子等の年齢	区分	子等の所得	控除額	
0-15歳	年少扶養親族	-	0	
16-18歳	控除対象扶養親族	58万円以下	38万円	
19-23歳	特定扶養親族			
		58万円(給与収入123万円)以下	63万円	
		58万円超123万円以下 (給与収入123万円超188万円以下)	所得に応じて 3~63万円	特定親族特別控除
24歳以上	控除対象扶養親族	58万円以下	38万円	

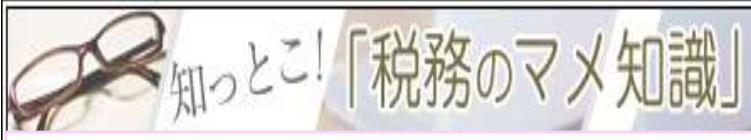
所得金額で58万円超123万円以下は、給与収入のみですと123万円超188万円以下となり、特定親族特別控除として親等の所得から段階的に控除することとなります。

段階的に控除する中で子等の所得85万円（給与収入150万円）以下については、特定親族特別控除63万円満額となる事が出来るため、大学生のご子息にいくらまで働いていいのかと聞かれた場合には、150万円以下と答える事となるでしょう。

(備考：社会保険の壁)

なお、所得税103万円の壁は160万円になりましたが、社会保険の壁は130万円のままであることにご注意ください。

厚生年金や健康保険の加入条件の中で「学生でないこと」という要件もあり、基本的に昼間部の全日制の学校に通っている学生は学業専念の建前から外れますが、それも通常の労働者の4分の3以上の勤務時間を満たしてしまうと学生であっても社会保険に加入しなければならなくなりますので、注意が必要です。



「申告納税方式」と「賦課課税方式」

5-6月は地方税の納税通知が多く届く時期でしたね。

税金の計算・申告の方法には「申告納税方式」と「賦課課税方式」があります。

申告納税方式は自分で納めるべき金額を計算して納税する方法です。申告納税方式の税金は、法人税や所得税、消費税、相続税の他、法人県民税や法人市民税などがあります。

これに対して、国や地方公共団体が納めるべき金額を計算し納税者に通知する方式を賦課課税方式といいます。賦課課税方式の税金は、国税では加算税や過怠税、地方税では固定資産税や不動産取得税、自動車税、個人住民税、個人事業税などがあり、より身近な税金かと思います。

一方で全ての個人が所得税については申告納税を行っているかというと、そうでは無く、給与所得の場合は会社が毎月給与から所得税を源泉して代わりに納付しています。また、会社は年末調整義務もある為、個人の代わりに会社が年末調整で従業員の所得税を申告納税している、という形になります。また個人住民税については、その年末調整や確定申告での所得税の申告情報を元にして、個人住民税が決定されますので、一方的な賦課課税というよりは申告納税方式と賦課課税方式の中間的な位置づけとなるのです。

令和7年路線価等公表

7月1日に国税庁から平成7年の路線価が公表されました。全国約32万地点の標準宅地の平均は前年に比べて2.7%プラスとなり、現在の算出方法となった10年以降で最大の伸び率となった様です。

路線価等は相続税・贈与税の計算に大きく影響しますので、国庫の税収が増える半面、将来の税金の負担増も懸念される事となりますね。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎http://www.uk-g.co.jp



算定基礎届・賞与支払届

社会保険の算定基礎届・労働保険料申告書提出期限が7月10日となっております。

夏の賞与支払い等も有り、社会保険関連の事務が集中する時期ですので、漏れの無い様手続きください。



ところで、ダブルワーク等で複数給与となる従業員さんもおられる場合もあるかと思います。

ダブルワークの場合、所得税については主たる給与の支払

先に扶養控除申告書を提出し、甲欄で源泉税の計算をします。 2か所目からの給与については、扶養控除申告書は勤務先に提出せず乙欄で源泉され、本人が確定申告で合算して所得税を計算する事となります。

社会保険についてはどうなるかというと、社会保険についても2か所給与の概念があり、同時に二か所以上の事業所で社会保険の加入要件を満たした場合は、被保険者本人から「健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届を日本年金機構に提出する必要があります。

保険料はそれぞれの事業所で受ける報酬月額に基づき按分して決定となるほか、健康保険の資格は選択した事業所で被保険者資格情報が登録されます。

スタッフブログ

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。

税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。<☞ <http://www.uk-g.co.jp/blog/>>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。